

平成 20 年(行ク)第 44 号 緊急命令申立事件(本案・平成 19 年(行ウ)第 721 号 不当労働
行為救済命令取消請求事件)

決定

申立人 中央労働委員会

申立人補助参加人 全日本建設交運一般労働組合

申立人補助参加人 全日本建設交運一般労働組合
建設一般合同支部

被申立人株式会社 INAX メンテナンス

主 文

1 被申立人は、被申立人を原告とし、申立人を被告とする当庁平成 19 年(行ウ)第 721 号不
当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が中労委平成 18 年(不
再)第 47 号事件について平成 19 年 10 月 3 日に発した命令によって維持するものとした
大阪府労働委員会の大阪府労委平成 17 年(不)第 2 号事件について、大阪府労働委員会がし
た平成 18 年 7 月 21 日付けの命令の主文第 1 項に従い、全日本建設交運一般労働組合大阪
府本部及び全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部が平成 16 年 9 月 6 日付 け、同
月 17 日付け、同月 28 日付け及び同年 11 月 17 日付けで申し入れた団体交渉に応じなけれ
ばならない

2 申立費用は、各補助参加によって生じたものも含めて被申立人の負担とする。

理 由

1 本件緊急命令申立ての趣旨及び理由は、別紙 1 の緊急命令申立書記載のとおりであり、申
立人が被申立人に対し履行を求める、申立人の命令(以下「本件救済命令」という。)に
よって維持された大阪府労働委員会の命令主文第 1 項の内容は、別紙 2 記載のとおりであ
る(以下「本件主文」という。)

2 一件記録によれば、本件救済命令は、その認定及び判断において正当であり、適法であると
認められる。

そして、一件記録によれば、被申立人は、申立人が平成 19 年 10 月 3 日付けで本件救済命令
を発した後、別紙 2 記載の命令主文を今日に至るまで履行しておらず、本件救済命令の取消
請求事件の判決が確定するまで不履行の状態が継続した場合、本件主文に記載された補助
参加人ら(救済命令申立事件の申立人ら)の団結権の侵害は顕著となり、回復困難となる
おそれがあると認められるから、緊急命令の必要性があるというべきである。

3 以上によれば、本件緊急命令の申立ては、理由があるからこれを認容し、主文のとおり
決定する。

平成 21 年 4 月 22 日

東京地方裁判所民事第 11 部